

小規模企業共済掛金預金口座振替申出書の記入方法

申込者の記入箇所は、朱書きの部分となります

- ※ 4枚目の様式① 201-①は、統轄店経由機構行
- ※ 5枚目の様式① 201-②は、取扱店の控
- ※ 6枚目の様式① 201-③は、加入申込者本人の控

(委託団体扱い：申込者→取扱店→申込者→委託団体→代理店→統轄店→機構)
(代理店扱い：申込者→取扱店→(金融機関)→統轄店→機構)

平成28年4月第2版

① 小規模企業共済掛金 預金口座振替申出書 [統轄店経由 機構行]

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿

(機構使用欄)
共済契約者番号

独立行政法人 中小企業基盤整備機構に払い込む小規模企業共済掛金を次の指定預金口座から口座振替によって払い込むことにしたいので、下記の約定を確認の上、申出をします。



2,3枚目にも押印してください。

押印箇所はそれぞれ加入申込者本人の個人口座の届出印を押印してください。

「ギンコウ」「シテン」もフリガナを書いてください。

③

加入申込者本人の個人口座以外は、指定できません。

A 本人記入欄

① 取扱店名	フリガナ	ダイショウギンコウ トラノモンシテン					② 金融機関番号 (取扱店で記入のこと)				
	漢字	大小 銀行 信用金庫・信用組合 虎ノ門 本支店 出張所					金融機関コード	店舗コード			
③ 指定預金口座	預金種目	①普通	2.当座	1	2	3	4	5	6	7	④ 所定の振替日
	口座番号										
⑤ 名義人	フリガナ	チュウショウ		ハナコ			⑥ 生年月日	①.明治 ②.大正 ③.昭和 ④.平成			
	漢字	中小		花子				30年 12月 6日			
⑦ 住所	郵便番号	105-8453		⑧ 契約申込者の電話番号			03-XXXXX-XXXXX				
	フリガナ	トウキョウ 〇ドウ・フケン ミナトク トラノモン 3-5-1 〇〇ハイツ 〇〇ゴウ									
	漢字	東京 〇道 〇府 〇県 港区虎ノ門3-5-1 〇〇ハイツ 〇〇号									

⑥ 加入申込者の生年月日を記入してください。

⑧ 加入申込者の電話番号を記入してください。

加入申込者本人の個人口座のみ指定できます。会社名・屋号付き、通称名、旧姓、他人名義等の口座を指定することはできません。特に、共同経営者の地位で申込みされる方は、事業主の方の口座を指定しないようご注意ください。

⑨ 機構使用欄

約 定

- 私が支払うべき小規模企業共済掛金(以下「掛金」という。)は、貴機構所定の振替日に上記指定預金口座から支払います。
- 指定預金口座の残高が、振替日において支払うべき掛金の金額に満たない場合には、掛金の払い込みがなかったものとして処理されても異議を申しません。
- この預金口座振替により支払った掛金については、特に貴機構発行の領収書は請求いたしません。ただし、貴機構所定の方法により払込状況を通知してください。
- 私の支払うべき掛金に未納掛金が生じたときは、貴機構所定の方法で処理してください。
- この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴機構には一切迷惑をかけません。

⑩ 取扱店確認欄

確認事項	金融機関、店舗名 預金種目 口座番号 口座名義人 (番号等がないこと) 届出印
確認年月日	年 月 日
取扱店の電話番号	- -

⑩ 上記の金融機関で、店舗名・預金種目・口座番号・口座名義人・届出印の確認を受けてください。

- ⑪ 〇口座確認
中小機構の業務委託先金融機関に限ります。
- ⑫ 〇注意
中小機構と業務委託契約を結んでいる金融機関に限ります。一部の農業協同組合では取扱いがありませんのでご確認ください。
本申出書による掛金振替開始月は、次のとおりになります。
- 加入申込み時に現金を納付されなかった方
 - 加入申込み時の翌々月に毎月払いの場合は3か月分、半年払いは6か月分、年払いは12か月分の掛金を請求します。
 - 加入申込み時に現金を納付された方
 - 加入申込み時に掛金を前納した場合は、中小機構が前納金を掛金に充当し終わった翌月から掛金を請求をします。
 - 加入申込み時に掛金を前納しなかった場合は、加入申込み月の翌々月に翌月分を含み、2か月分の掛金を請求します。

(ご注意)

(小規模企業共済掛金の税法上の取扱い)

納付した掛金は全額を小規模企業共済掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。掛金は、共済契約者自身の所得の中から納付していただきますので、事業上の必要経費または損金には算入できません。

中小機構と業務委託契約を結んでいる金融機関を指定してください。